

令和7年8月15日(金)

第 6 4 3 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

# **目** 次

# 【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (地域福祉課) 2 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( " ) 2 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 (高齢者福祉課) 3 廃止の届出 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 3 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農村整備課) 3 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の (中小企業課) 4 変更の届出 (6件)

# 【公告】

令和7年度秋期・冬期島根県狩猟免許試験の実施(農山漁村振興課) 13公共測量の実施(技 術 管 理 課) 15

# 【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの令和6年度の信託事務及び信託財産の状況 (女性活躍推進課) 15

# 告示

#### 島根県告示第462号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事	業 者		事業所			変更年月
名 称	主たる事務所の所	実施する事業	名称	所 在 地		日
71 77	在地		71 1/1	変更前	変更後	
有限会社 げ	安来市安来町1083	福祉用具貸与	有限会社 げ	出雲市知井	出雲市白枝	令和7年
んき堂			んき堂出雲営	宮町185番地	町1153-1	1月6日
			業所			
		特定福祉用具販売	有限会社 げ	出雲市知井	出雲市白枝	令和7年
			んき堂出雲営	宮町185番地	町1153-1	1月6日
			業所			
		介護予防福祉用具	有限会社 げ	出雲市知井	出雲市白枝	令和7年
		貸与	んき堂出雲営	宮町185番地	町1153-1	1月6日
			業所			
		介護予防福祉用具	有限会社 げ	出雲市知井	出雲市白枝	令和7年
		販売	んき堂出雲営	宮町185番地	町1153-1	1月6日
			業所			

# 島根県告示第463号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		成山十ヶ東米	事業	<b>成</b> 1. 年 日 日	
名 称	主たる事務所の所在地	廃止する事業	名 称	所 在 地	廃止年月日
ふちわき耳鼻咽	出雲市稲岡町607番地	訪問看護	ふちわき耳鼻咽	出雲市稲岡町607	令和7年4月
喉科クリニック	3		喉科クリニック	番地3	30日
		訪問リハビリテ	ふちわき耳鼻咽	出雲市稲岡町607	令和7年4月
		ーション	喉科クリニック	番地3	30日
		居宅療養管理指	ふちわき耳鼻咽	出雲市稲岡町607	令和7年4月
		導	喉科クリニック	番地3	30日
		介護予防居宅療	ふちわき耳鼻咽	出雲市稲岡町607	令和7年4月
		養管理指導	喉科クリニック	番地3	30日

	介護予防訪問	ふちわき耳鼻咽	出雲市稲岡町607	令和7年4月
	看護	喉科クリニック	番地3	30日
	介護予防訪問リ	ふちわき耳鼻咽	出雲市稲岡町607	令和7年4月
	ハビリテーショ	喉科クリニック	番地3	30日
	ン			

# 島根県告示第464号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社家具ランドタ	福祉用具貸与	有限会社家具ランド	安来市飯島町289番地	令和7年7月17日
ナカ	特定福祉用具販売	タナカ	3	
	介護予防福祉用具			
	貸与			
	特定介護予防福祉			
	用具販売			

#### 島根県告示第465号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
医腓切氏名	砂煤件日	名 称	所 在 地	11年十月日
長谷川 賢作	耳鼻咽喉科	独立行政法人国立病院機	浜田市浅井町777番地12	令和7年7月31日
		構浜田医療センター		
濵崎 由文	内科·小児科	浜田市国民健康保険あさ	浜田市旭町丸原138番地1	令和7年7月31日
		ひ診療所		

#### 島根県告示第466号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市川合町川合土地改良区

# 1 就任した役員の氏名及び住所

#### 理事

森脇公二郎 大田市川合町川合1734番地

坂田 哲朗 大田市川合町川合3076番地5

尾村 長憲 大田市川合町川合3024番地

岩谷 成樹 大田市川合町川合2471番地1

武田 崇 大田市川合町川合2960番地5

根冝 幸二 大田市川合町川合2807番地3

古田 洋子 大田市川合町川合3159番地1

松本 誘紀 大田市川合町川合2776番地

#### 監事

三浦 修 大田市川合町川合3076番地4

根冝 和之 大田市川合町吉永1050番地

2 就任年月日

令和7年5月24日

3 退任した役員の氏名及び住所

#### 理事

森脇公二郎 大田市川合町川合1734

岩谷 俊幸 大田市川合町川合2472-1

坂田 哲朗 大田市川合町川合3076-5

根冝 幸二 大田市川合町川合2807-3

岩谷 成樹 大田市川合町川合2471-1

尾村 長憲 大田市川合町川合3024

武田 崇 大田市川合町川合2960番地5

古田 洋子 大田市川合町川合3159番地1

#### 監事

三浦 修 大田市川合町川合3076-4

根冝 和之 大田市川合町吉永1050

#### 島根県告示第467号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

# 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

#### (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

(変更後) 株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	山西 泰明	
	1 号		
(株) ペリカン	大阪府大阪市西区立売堀四丁目5番7	上野 喜子	
	号		
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番	原本 一正	
ズ	13号福永ビル2階A号室		
(株)キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町2	山田 幸雄	令和7年1月31日
	番の1		退店

# (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	町田 繁樹	令和7年4月1日
	1 号		代表者変更
(株) ペリカン	大阪府大阪市西区立売堀四丁目5番7	新門 英樹	令和7年4月1日
	号		代表者変更
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番	原本 憲一	令和6年11月1日
ズ	8 号		住所変更、令和7
			年6月16日代表者
			変更

# (4) 変更の年月日

(3)のア 令和7年4月1日

(3)のイ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年8月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課(浜田市殿町1番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第468号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

(変更後)株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	山西 泰明	
	1 号		
(株) ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	柚木 治	
(株) F・O・インターナショ	兵庫県神戸市中央区礒上通七丁目1番	小野 行由	
ナル	5 号		
(株)ヴィレッジヴァンガード	愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番	白川 篤典	
コーポレーション	地		
(株) ライフスタイルイノベー	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川 信一	
ション			
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号	田中 修治	
(有) ソレイユ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目5番8	久保田 実	
	号		
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番	堀岡 宏至	令和6年10月20日
	10号		退店
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	令和7年2月24日
			退店
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市斐川町黒目1164番地	玉木 輝久	令和6年9月25日

退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	町田 繁樹	令和7年4月1日
	1 号		代表者変更
(株) ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	黒瀬 友和	令和7年4月1日
			代表者変更
(株) F・O・インターナショ	兵庫県神戸市中央区礒上通七丁目1番	秦 英貴	令和7年5月29日
ナル	5 号		代表者変更
(株)ヴィレッジヴァンガード	愛知県名古屋市名東区上社一丁目1802	白川 篤典	令和6年10月19日
コーポレーション	番地		住所変更
(株) ライフスタイルイノベー	東京都港区北青山三丁目5番10号	木津 英之	令和7年3月1日
ション			代表者変更
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号	海山 丈司	令和7年4月1日
			代表者変更
(株) ソレイユ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目5番8	久保田 実	令和7年5月9日
	号		名称変更
(有) ハイカラド	島根県大田市大田町大田イ380番地1	山崎 もとみ	令和6年11月14日
			入店

# (4) 変更の年月日

(3)のア 令和7年4月1日

(3)のイ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年8月1日

- 3 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

# 島根県告示第469号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

(変更後)株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	山西 泰明	
	1 号		
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番	原本 一正	
ズ	13号福永ビル2階A号室		

# (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	町田 繁樹	令和7年4月1日
	1 号		代表者変更
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番	原本 憲一	令和6年11月1日
ズ	8 号		住所変更、令和7
			年6月16日代表者
			変更

(4) 変更の年月日

(3)のア 令和7年4月1日

(3)のイ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年8月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第470号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめマート神西 島根県出雲市大島町24-1外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
  - (3) 変更した事項
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

(変更後) 株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

(変更後) 株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹

(4) 変更の年月日

令和7年4月1日

2 届出年月日

令和7年8月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第471号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

# 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
    - (変更前)株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明
    - (変更後)株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	山西 泰明	
	1号		
(株) はるやまホールディング	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	中村 宏明	
ス			
(株) イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生	
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番	原本 一正	
ズ	13号福永ビル2階A号室		
エステールホールディングス(	東京都中央区銀座一丁目19番7号	丸山 雅史	令和7年1月13日
株)			退店
(株) ちづる	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11	森 啓輔	令和7年1月31日
	番15		退店
(株) ペリカン	大阪府大阪市西区立売堀四丁目5番7	上野 喜子	令和7年1月26日
	문		退店

(変更後)

氏名又は名称         住 所     代表者の氏名  備 考
------------------------------------

(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	町田 繁樹	令和7年4月1日
	1 号		代表者変更
(株) はるやまホールディング	岡山県岡山市北区青江一丁目17番21号	治山 正史	令和6年12月1日
ス			住所変更、令和7
			年6月27日代表者
			変更
(株) イエローハット	東京都大田区北千東一丁目4番6号	堀江 康生	令和7年3月24日
			住所変更
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番	原本 憲一	令和6年11月1日
ズ	8号		住所変更、令和7
			年6月16日代表者
			変更
(株)サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞方 宏司	令和7年3月25日
			入店
(株) 鈴花	佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木232番	森 啓輔	令和7年2月1日
	地 1		入店

#### (4) 変更の年月日

(3)のア 令和7年4月1日

(3)のイ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年8月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市駅前町17-1)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

# 島根県告示第472号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。 令和 7 年 8 月15日

島根県知事 丸 山 達 也

# 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306番地30
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

(変更後)株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	山西 泰明	
	1号		
(株) グッドアイ	広島県広島市佐伯区五日市町昭和台35	山嵜 隆治	
	番地の7		
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番	原本 一正	
ズ	13号福永ビル2階A号室		
(株)フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	令和7年6月22日
			退店
山陰パナソニック (株)	島根県出雲市渡橋町416番地	渡部 幸太郎	令和6年12月31日
			退店

# (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番	町田 繁樹	令和7年4月1日
	1号		代表者変更
(株)グッドアイ	広島県広島市佐伯区五日市町昭和台35	山嵜 隆司	令和7年4月1日
	番地の7		代表者変更
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番	原本 憲一	令和6年11月1日
ズ	8 号		住所変更、令和7
			年6月16日代表者
			変更

# (4) 変更の年月日

(3)のア 令和7年4月1日

(3)のイ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年8月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課(江津市江津町1525番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

# <u>公</u> 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第51条第1項の規定により、令和7年度秋期・冬期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

- 2 狩猟免許を受けることができない者 法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者
- 3 試験科目等
  - (1) 適性試験

科	目	検 査 事 項
視	力	視力及び視野の検査
聴	力	聴力の検査
運動	能力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

#### (2) 知識試験

科目	時	間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令		
鳥獣の保護及び管理に関する知識		
猟具に関する知識	90分	
鳥獣に関する知識		

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識並びに鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項			
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。			
	2 指定する法定猟具の1つを架設すること。			
	3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。			
第1種銃猟免許	1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同			
	じ。)について点検、分解及び結合の操作を行うこと。			
	2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。			
	3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を			
	用いて行うこと。			
	4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。			
	5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後			
	射撃姿勢をとること。			
	6 距離の目測を行うこと。			
	7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。			
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後			
	射撃姿勢をとること。			
	2 距離の目測を行うこと。			
	3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。			

# 4 開催日時、場所等

月 日	時間	所在地及び会場名	対 象 区 域
10月5日(日)	午前9時~	浜田市片庭町254	県内全域
		浜田合同庁舎	
10月19日 (日)	午前9時~	出雲市大津町1139	県内全域
		出雲合同庁舎	
10月29日 (水)	午前9時~	松江市東津田町1741-1	県内全域
		松江合同庁舎	
1月16日(金)	午前9時~	大田市羽根町970-1	県内全域
		島根県立農林大学校(大田本校)	

#### 5 狩猟免許申請方法等

# (1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚及び返信用封筒(受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの)を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の 許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては 医師の診断書を添付すること。

# (2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれ	(1) わな猟免許	2,900円
かに該当する者	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5, 200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部農山漁村振興課、隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課、各農林水産振興センター林業振興 課及び事務所林業普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提 出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室(電話0852-22-5160)

- 6 その他
  - (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
  - (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部農山漁村振興課、隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課、各農林水産振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課にすること。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年8月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (3級及び4級基準点測量)

2 作業期間

令和7年7月31日から令和8年2月16日まで

3 作業地域

出雲市西園町地内

雑報

公益信託しまね女性ファンド(令和6年度)の信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年島根県規則第41号)第6条の規定に基づき公告する。

令和7年8月15日

公益信託しまね女性ファンド受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UF J信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた活動に対し、合計26事業7,861,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況(令和7年3月31日現在)

資産合計 金214,908,919円

負債合計 0円